

CAN DO

“可能性への挑戦”



第34号

金田会計事務所通信

【 必死 】

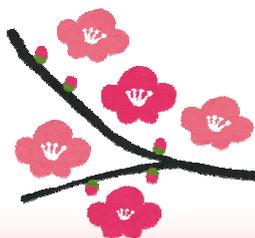
昔、小学生の息子と将棋の対局を見に行きました。圧倒的不利な中、**必死**(=必至。将棋の用語で次の一手で王手、詰みになる)と思われた谷川永世名人(当時2冠王)は鈴木 8 段の攻めをかわし続け最後は見事な光速の寄せで大逆転勝利をおさめ、その見事さに会場の人たちとともに驚嘆したことを覚えています。

人間は過去や経験を大事にする生き物です。しかし、それが過ぎてのこだわりが方向性を失わせることになり気が付くと**必死**の状態になってしまうことがあります。選択すべき方向が定まらず、迷走し続けることもあります。日本の大手電機メーカーでさえ、かつての看板製品であったテレビ・パソコンにこだわらない戦略へと転換するスピードの差が復活の差になっている状況です。意味がなくなってしまったものを捨てるのがなかなかできないのです。

優れた経営者は自分の「カン」を武器にしていることがあります。「勘」というものは経験と知識により裏打ちされており、かなりの確率で当てはまることがあります。ただ過去の経験は過去のものにすぎません。違いを感じ取れる「感性」も大切です。特に現状に対する「**違和感**」などは放置することはできません。それで迷うということは新たな選択を要求されていることに他ならないからです。私たちは「カン」を大切にしたいものです。一方で長い間何度も同じ失敗を繰り返す人は、「カン」どころか経験さえもまともに積むことができていないのだというのは酷な言い方でしょうか。対局者や解説者、会場と違い、「カン」に勝る谷川永世名人だけは相手の方が必死になっていると思っていたような気がします。

何をすべきことが正解なのかを知ることは非常に難しいことです。しかし、それをまかせれば、新たに大きな仕事ができるとか、歴史的経緯があったとしても止めなければならぬことがわかっているなら決断しなければなりません。

大局を観ることはいったん現状を離れて見つめなおすことにあります。見えないのではなく見ようとしていないだけかもしれません。深呼吸してみましょう。さて、次の一手はどう指しますか？



金田 康良

2014年 2月

平成26年度税制改正の要点

平成 26 年度税制改正は今年 4 月の消費税増税に合わせた政策減税をはじめとして景気対策・成長戦略を意識した内容になっています。特に重要と思われるものをピックアップしてご紹介します。

【給与所得控除の上限引き下げ】(増税)

現在、給与収入が 1,500 万円以上の場合、給与所得控除の上限額は 245 万円となっているものを**平成 28 年度**と**平成 29 年度以降**以下のように縮小する。

	現行	平成 28 年	平成 29 年以降
給与収入	1500 万円超	1,200 万円超	1,000 万円超
給与所得控除額 の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

【交際費課税の見直し】(減税)

資本金 1 億円超の法人の飲食のための支出(社内接待費を除く)については 50%を損金算入することを認める。中小法人については 800 万円の定額控除との選択適用とする。

平成 26 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの間に**開始する各事業年度**に支出する飲食費に限る。



【復興特別法人税の課税期間の短縮】(減税)

3 年の期間、法人税額の 10%を課していた**復興特別法人税を 1 年前倒しで廃止**する。これにより法人税の実効税率は 38%から 35%に下がることになります。

【ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算を廃止】(増税)

平成 26 年 4 月 1 日以降に譲渡したゴルフ会員権の譲渡損失については生活に通常必要でない資産の譲渡損失に含め他の所得との損益通算を認めない。
ゴルフ会員権の譲渡損での節税を考えている方は 3 月 31 日までに行きましょう。

【相続財産の譲渡所得の課税特例の見直し】(増税)

相続財産である土地等を譲渡した場合に譲渡所得の計算上取得費に加算できた相続税の金額をその者が相続した全ての土地等に対応する相続税相当額から譲渡した土地等にのみ対応する相続税相当額に限定する。

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続により取得した資産の譲渡に適用する。

【医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設】(減税)

相続人が「出資持分の定めのある医療法人」の持ち分を相続した場合、その医療法人が「認定医療法人」であるときは、担保の提供を条件として持ち分に係る課税価格に対応する相続税額を移行計画(仮)の期間まで納税を猶予又は免除する。(贈与税も同様)

移行計画(仮)認定制度の施行日以後の相続に係る相続税に適用する。

これはかなり使えそうな改正になりそうです。

【消費税の簡易課税制度のみなし仕入れ率の引き下げ】(増税)

消費税の簡易課税制度のみなし仕入れ率のうち、金融業及び保険業については 60% ⇒ **50%**、不動産業については 50% ⇒ **40%**に引き下げる。

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から開始する。

【その他の関連税制】

★雇用促進税制の適用期限の 2 年延長

(平成 26 年 3 月 31 日 ⇒ 平成 28 年 3 月 31 日)

★特定資産の買換えの場合等の課税の特例を一定の見直しの上、3 年延長

(平成 26 年 3 月 31 日 ⇒ 平成 29 年 3 月 31 日)

★国家戦略特区税制の創設

等々



◎平成 26 年 4 月 1 日以降に注意すべきこと

平成 26 年 4 月 1 日以降に変更がある税制について知っておくべきものに少しふれておきます。ぜひ注意してください。

①消費税の引き上げ(最重要)

従来の消費税率 5% (国税 4% + 地方税 1%) から **8% (国税 6.3% + 地方税 1.7%)** に引き上げられます。契約書、料金表、値札の変更は怠りなく。また、システムが対応しているかも要チェックです。

(例) H26.3.31 に仕入、H26.4.2 検収の場合

仕入先: 出荷基準の売上請求書 3 月 31 日 (消費税率 **5%**)

当社: 検収基準の仕入計上 4 月 2 日 (消費税率 **8%**)

⇒ 仕入先の基準に合わせ消費税率 5% で計上する

得意先、仕入先ともよく打ち合わせをしておきましょう。



②領収書等に貼る印紙税の非課税拡大

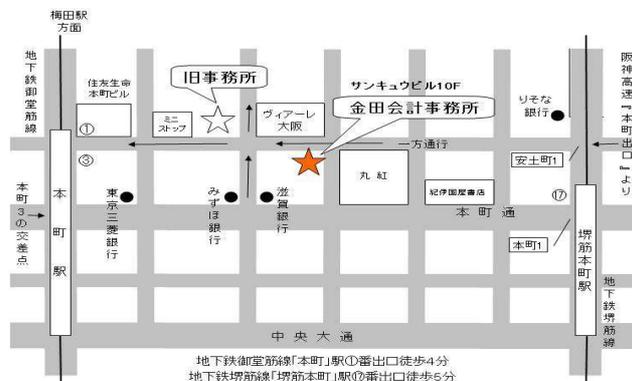
従来の受取金額が 3 万円未満から **5 万円未満** のものについて印紙税は非課税となりました。間違えて貼らないようにしましょう。

③ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算不適用(前掲済)

税制改正については簡単に掲載することにとどめていきますので不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町 3 丁目 2 番 14 号 サンキュウビルディング 10 階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikai.com URL : http://kaikai.asia/